

平 成 29 年

第10回太宰府市定例教育委員会会議録

平成29年 7 月 24日

公開用

太宰府市教育委員会

平成29年第10回（7月）定例教育委員会会議録

1 開会及び閉会に関する事項

- 1 日 時 平成29年7月24日（月）
午後2時00分開会
午後3時28分閉会
- 2 場 所 太宰府市役所4階 403会議室

2 出席委員の氏名

教育長	木 村 甚 治
委 員	野 中 秀 典
委 員	樋 田 京 子
委 員	武 藤 佳 穂 里
委 員	桑 野 裕 文

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教育部長	緒 方 扶 美
教育部理事	江 口 尋 信
学校教育課長	森 木 清 二
文化財課長	城 戸 康 利
スポーツ課長	安 恒 洋 一
文化学習課長	百 田 繁 俊
社会教育課長	中 山 和 彦
指導主事	堀 浩 二
指導主事	井 上 和 信
指導主事	田 中 稔 彦
指導主事	古 賀 信 行
教務係	白 石 康 子
教務係	瓜 生 美 咲

7月定例教育委員会会議次第

1 開 会

2 今回会議録の署名委員 桑 野 裕 文 委員

3 報 告

- (1) 教育長報告
- (2) 各課・館の月間主要行事報告
- (3) 各課・館の月間主要行事計画
- (4) いじめの重大事態の報告
- (5) 太宰府南小学校の教室配置について

4 審 議

議案第44号 専決事項の承認について
(太宰府市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則について)

議案第45号 太宰府市文化振興審議会規則の一部改正について

議案第46号 平成30年度使用小学校教科用図書の採択について

5 閉 会

午後 2 時 00 分 開会

○木村教育長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席数は 5 名でございます。定足数に達しておりますので、平成 29 年第 10 回太宰府市教育委員会 7 月定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付しておるとおりでございます。

[会議録の署名委員]

○木村教育長

今回の会議録の署名委員は、会議規則第 14 条第 2 項の規定によりまして桑野委員を指名いたします。

[教育長報告]

○木村教育長

では、最初に教育長報告を行います。

先月 6 月 28 日に、6 月定例教育委員会がございました。

それが終わってすぐ、日本遺産サミットが 7 月 1 日、2 日とあっております。今日、お手元のほうに、そのときの資料をお渡ししておりますので、後ほど、文化財課長から、先月の振り返りの中で説明をさせていただきたいと思っております。

その後、7 月 3 日には、教職員の新たに太宰府に赴任した先生たちの同和問題研修、人権教育研修を設定いたしておりました。今年初めて太宰府市に赴任された先生たち、講師も含めまして全員参加で 110 名ほどですか、実施しております。今年からそういう研修を行っております。

そして、7 月 12 日には、適応指導教室の進路説明会ということで筑紫地区持ち回りで行っております分を、今年、太宰府市が当番ということで、いきいき情報センターのほうで、うちの支援センターの古賀先生が主体となって開催をいたしております。非常に盛況でございまして、正直、来ている子供たちの顔とか様子を見ると、積極的な子供たちが多くて。それぞれ課題を抱えている生徒たちではありますが、積極的に学校の話等を聞いて、全体説明のときから個別ブースのほうに列をなしていた状況がございました。

その後、総合教育会議を 7 月 14 日に開催して、皆様方に参加いただいたところですが、このことについては、追って、この後のところで振り返りをさせていただきたいと思えます。

その後は、各学校訪問等にご参加いただきまして、生徒たちの様子を見ていただいたところでございます。各学校、大きな課題もなく、元気に授業を進められておりました。

やっと夏休みに入りましたけれども、夏休みのあり方についても、またこれから来年に向けていろいろな課題が出てくるだろうと考えています。

以上がこの間 1 カ月の行事でございまして、この後また、いろいろと追加協議等させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

それでは、今の私の報告に質疑はございますでしょうか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

なければ、また後ほど時間をとりますので、そちらのほうでよろしくお願いいたします。
質疑を終わります。

[各課・館の行事報告及び行事計画]

○木村教育長

次に、各課の行事報告と行事計画に入ります。説明をお願いいたします。
社会教育課長。

○社会教育課長

社会教育課です。

2ページをごらんください。7月の行事報告になります。

7日は、定例の補導連絡協議会の会議を16時から開催しております。

7日・21日金曜日は、22時から、これも定例の夜間街頭補導を実施しております。

16日9時30分からジュニアリーダーズクラブの主催の夏季キャンプ、今年はジュニア寺子屋ということで、その事前説明会を開催されております。市内の小学4年生から6年生まで児童30名が参加する予定です。実施日は今月の28日、今週末から29日の1泊2日で、太宰府館での木うそ絵つけ体験、梅ヶ枝餅づくり体験、九州国立博物館の見学、あと自主学习など、宿泊は天満宮さんの紫藤館を利用いたします。太宰府の歴史の勉強と体験活動を通して、太宰府の魅力に触れる機会として、今年は、太宰府のほうで夏季キャンプを開催することを計画されております。

次に、19日です。太宰府小学校通学合宿第2回実行委員会を開催しております。通学合宿は今年は9月25日から29日の予定で、既に選考をされておりました、27名の応募の中から最終的には18名が選ばれております。4年生、5年生、6年生が対象です。

20日の16時から、万引き防止キャンペーン。これは、毎年実施されておりました、今年は学業院中学校が当番でしたけれども、都合で太宰府西中学校の生徒さんに協力していただいております。大佐野のハローデイ大佐野店において実施しております。太宰府西中学校の生徒さんが14名、先生が3名、筑紫野警察署の少年係の方が3名、補導連絡協議会から1名、あと社会教育課職員が2名で、チラシ等の配布を行っております。

28日金曜日の10時から、家庭教育学級合同人権講演会を開催いたします。柳川市にあります障害者支援施設の養徳苑というところの施設長代行の武末龍泰さんに、「伝えたいこと」と題してご講演いただくことになっています。人として大切なこと、人の心の温かさ、互いを大切にすることのすばらしさについて、歌を交えて講演をされると聞いております。

28日金曜日22時から、夏休みに入りますので、夏季一斉夜間街頭補導が開催されます。
以上、行事報告を終わらせていただきます。

8月の予定です。4ページを開いてください。

3日に、今年も人権講座「ひまわり」第1講を南隣保館で開催させていただきます。昨年同様、年6回開催する予定で、第1講は、戦争の記憶をどう伝えるか～原爆朗読劇「母

と子の写真集2」を通して～と題して、那珂川北中学校の河野敏生先生にご講演いただく予定です。

4日・18日金曜日は、定例の夜間街頭補導を22時から開催する予定です。

9日19時から、第1回成人式実行委員会を開催いたします。本年度の成人式は来年1月7日日曜日に開催いたします。例年どおり、新成人者による手づくりの成人式をということで、実行委員会形式で今年も進めていく予定です。今年の対象者は718名で、昨年度は723名ですから、ほぼ同数と考えていただいていると思います。

社会教育課からは以上です。

○木村教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

2ページの月間主要行事報告をお開きください。学校教育のほうから報告いたします。

5日午前、水城小学校、18日火曜日午後、太宰府中学校、19日水曜日午前、太宰府西中学校で、市教育委員会の前期学校訪問を行いました。教育委員の皆様には出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

次に、13日木曜日、学校給食物資納入業者の視察を行っております。視察先は、契約農家のハウレンソウ畑、それから永利牛乳、肉のまるよしなどを視察しております。

20日木曜日は、市内小・中学校の前期、前半の授業終了日でございます。

27日、今週の木曜日午前中、いきいき情報センターにおきまして、7小学校の調理員さんたちによります、学校給食料理コンクールを開催します。

行事報告は以上でございます。

4ページをお開きください。

2日水曜日午前9時から、夏季全体研修会をプラム・カルコア太宰府において行います。実践発表を市内小・中学校から、人権尊重の環境づくり、不登校対応、副読本の活用、コミュニティスクールの取り組みなどについて発表していただきます。また、市のPTA連合会から「太宰府市家庭教育宣言」、自治会長のほうから「地域の実践について」、また、古都太宰府保存協会のほうから「太宰府の歴史的価値と教育について」、発表していただく予定でございます。

4日金曜日14時から、いきいき情報センターにおきまして、特別支援教育研修会を実施いたします。

5日土曜日13時30分からは、太宰府市立4中学校合同演奏会をプラム・カルコア太宰府において開催いたします。

18日金曜日9時半、太宰府市英語暗唱・スピーチ大会「うめのみ杯」をプラム・カルコア太宰府において開催いたします。教育委員の皆様には、机上の茶封筒の中に資料を入れておりますので、ごらんください。

25日金曜日は、全小・中学校の前期、後半の授業開始日です。

学校教育課からは以上でございます。

○木村教育長

文化財課、お願いします。

○文化財課長

文化財課です。2ページへお戻りください。

7月でございますが、1日から2日、これは、先ほど教育長のご報告にあったところですが、京都の精華町という、ほとんど奈良県境なんですけれども、けいはんなオープンイノベーションセンターというところで、日本遺産サミットin京都がございました。主に取り仕切っていたのは京都府なんですけれども、「お茶の京都展」というのとあわせて一緒にやるということで、日本遺産観光見本市のような形で実施されました。平成27年に太宰府市は日本遺産に認定いただいておりませんが、今回は3回目で、新たに17件増えまして全部で54件が日本遺産になっております。そのご案内がお手元のパンフレットになります。私たちは、教育長とともに文化財課それから観光課の職員が一緒に参っております。

8日土曜日は、定例ですけれども、本年度3回目の発見塾です。太宰府館で、九州国立博物館の一瀬さん、彼はもともと県の職員なのですが、九博におられる方が講師で、京都から太宰府に流れてきて、それから3年過ごされた五卿についてお話いただきました。参加は191人で、80%程度の参加でした。

18日、水城跡整備事業推進協議会というものがあまして、水城跡が太宰府市と大野城市とまたがっているところから、両市の市長が交代して会長・副会長を務め、毎年協議を行っています。28年度の事業内容と29年度の事業予定について審議をいただいたところです。

それから、19日から27日までは、これは主には市長部局の国際・交流課が受け持っているんですが、中身を見ていただくとわかりますように、「古代大宰府と泗泚（さび）」日・韓写真展ということで、太宰府市・扶餘郡との姉妹都市継承協定締結5周年の写真展を始めております。その中身について、文化財課は主に扶餘の専門の方とやりとりをして、写真それからキャプションをつくりました。九博は留守番がいるということで、当課からも誰かがあいているときは行っております。中身としては、平成27年に韓国の扶餘を中心とする地域が世界遺産に認定されたというので、規模は小さいですが、太宰府は日本遺産だということで、その比較を写真で展示しているところです。

それから、26日は全国史跡整備市町村協議会予算対策懇談会及び役員会。これは、全国の史跡等の協議会として、太宰府市長は全国の副会長をしております。その関係もありまして、予算対策懇談会と役員会に出席をします。

続きまして、4ページをお願いいたします。

8月の予定でございますが、史跡関連の行事が続きますが、3日から4日、九州地区市町村文化財保存整備協議会の総会が島原市で開かれます。これは、九州地区の文化財の保存整備の協議会です。市長は幹事をしておりますので、これもまた出席いただくことになっております。

それから、月末31日木曜日につきましては、再び全国史跡整備市町村協議会の部課長会議が実施されるので、これに出席をする予定でございます。

以上でございます。

○木村教育長

スポーツ課はイベント中心で。会議の説明は省略してお願いします。

○スポーツ課長

2ページをお願いします。

体育の日の関係行事で、1日、4日、8日、18日に、6会場で実行委員会を行っております。8日の国分の分を重複して書いておりますので、どちらか削除をお願いいたします。

8日に、太宰府市スポーツ少年団救急救命講習会をいきいき情報センターで行っております。

9日に、中部地区スポーツ推進研修会が須恵町で行われ、参加しております。

13日は、体育協会の5回目の理事会に参加しました。

20日に、よか倶楽部の運営委員会に参加することになっております。

22日と29日が、サマーナイトペタンクで、学院院中学校と太宰府東中学校での開催を予定しております。

本日24日早朝に、星ヶ丘自治会のほうへスポーツ推進委員を派遣して、ラジオ体操の指導を行っております。

同じく本日、夕方に定例スポーツ推進委員会を行います。

25日は、いこいの家の事業が開催されます。

続きまして、8月の主要行事です。4ページをお願いいたします。

4日の県民体育大会夏季大会の結団式ですが、これは、選手の都合で結団式は中止になっておりますので、削除をお願いいたします。

5日に、スポーツ少年団の交流事業アジャタ大会が松川運動公園で行われます。

7日と25日が、同じく体育の日の行事で、第2回の実行委員会を3会場で行います。

9日は体育協会の理事会となっております。

10日が、スポーツ推進委員会派遣事業で、国分共同利用施設のほうに派遣いたします。

17日は、よか倶楽部の運営委員会に参加いたします。

19日と26日はサマーナイトペタンクで、太宰府西中学校と太宰府中学校で大会を行います。

20日は北九州市で開催される第60回記念の県民体育大会の夏季大会に参加いたします。

21日は、定例スポーツ推進委員会を行います。

22日にいこいの家事業が開催されます。

24日は第3回の筑紫地区社会体育部会が行われます。

17日から31日まで、筑紫女学園大学のインターンシップを受け入れる予定でございます。

スポーツ課は以上でございます。

○木村教育長

文化学習課長、お願いします。

○文化学習課長

文化学習課でございます。

7月の行事につきまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

こちらに、公民館及び図書館に関します講座等を挙げております。

主なものでございますが、13日と20日に、まほろば市民大学の専門講座を開催いたしました。

それから、飛ばしまして27日、今週の木曜日でございますが、例年11月に開催いたしております市民文化祭の代表者会議ということで、昨年、出演ないし出展されました団体の方をお呼びいたしまして、今年度の推進体制の立ち上げを行う予定です。

続きまして、8月の主要行事でございます。5ページをお願いいたします。

8月でございます。4日に、図書館の主催講座としまして小学生読書リーダー養成講座。10日が、まほろば市民大学の専門講座・教養講座。

それから、20日でございます。太宰府市民吹奏楽団によります、まほろばコンサートを開催いたします。

それから、23日、第2次子ども読書活動推進計画関係者会議を開催する予定でございます。

文化学習課からは以上でございます。

○木村教育長

以上、各課のこれまでの7月と8月の予定でございました。何かご質問等ございませんでしょうか。

では、樋田委員、どうぞ。

○樋田委員

学校教育課とスポーツ課にお尋ねいたします。

学校教育課8月の行事の8月4日の特別支援教育研修会のプログラムを教えてくださいたいと思います。

それから、スポーツ課のほうは、8月20日の北九州市である県民大会の夏季大会には、太宰府からどういう方々が参加されるのかを教えてくださいたいと思います。

○木村教育長

では、学校教育課のほうから。

○田中指導主事

では、私のほうから。8月4日の特別支援教育研修会とありますが、特別支援学級担当者及び通級指導教室担当者及び特別支援教育コーディネーター、この3者の合同研修会です。この時間帯で、大学教授の講話を1時間受けます。帝京大学の堺教授という発達支援生涯教育に堪能な教授で、昨年もおいでいただいている方です。それともう一つ、30分・30分の枠で、県立太宰府特別支援学校のお二人の実践発表者を予定しております。講話と実践発表の二つがございます。

以上です。

○木村教育長
では、スポーツ課。

○スポーツ課長
北九州市で行われる水泳大会なのですが、申しわけございません、種目や人数等は把握いたしておりません。

○野中委員
私が答えましょう。小・中・高校生が25人、大人が4人、合わせて29人の参加でございます。昨年、大人が1名だったのですが、今年、大人が3人増えました。

○樋田委員
全部、水泳ですか。

○野中委員
水泳です。

○木村教育長
水泳でそんなにおられるんですか。

○野中委員
ええ。

○木村教育長
どうぞ、桑野委員。

○桑野委員
スポーツ課の4ページの一番下、インターンシップ受け入れ、これは具体的にどういうことですか。

○スポーツ課長
大学生が、実際の社会勉強として、市が実際どういったことをしているかということを経験していただくものです。2週間程度、スポーツ課に配属されまして、一緒にスポーツ課が行っている事業とか、具体的に言いますと、今回予定しているのが、プールでの入場者のアンケート実施や備品管理などを一緒に従事していただこうと思っています。

○木村教育長
窓口は、総務課でしょう。

○スポーツ課長

そうです。

○木村教育長

人事係で受けて、配属先がスポーツ課になったのですね。

○スポーツ課長

ご本人がスポーツ課を希望されたということです。

○木村教育長

だから、市全体ではもっとほかのセクションにも配属されると思います。

○桑野委員

わかりました。ですけれども、先ほどの委員が答えていいのでしょうか。形だけでも、事務局が答えるべきだと思うんですけれども。わかるのですが。

○樋田委員

いいと思いますよ。

○桑野委員

いいですか。

○樋田委員

はい。ざっくばらんな会議ですから。

○木村教育長

ほかにご質問なければ、これで質疑を終わります。

[いじめの重大事態の報告]

○木村教育長

それでは、報告に入らせていただきます。

いじめの重大事態の報告に入ります。では、ここは、古賀指導主事をお願いいたします。

○古賀指導主事

では、私のほうから、ご説明させていただきます。

別冊資料で、定例の月例報告の2枚目からが資料になります。1枚目については後ほどまた説明いたします。

先月の教育委員会にて、〇〇小学校での〇年生男子のいじめによる不登校の問題で簡単な口頭説明をしておりましたが、あその後1カ月たちまして、それぞれ再調査であるとか県への報告、市長への報告等をいたしましたので、それについて細かく説明いたします。

まず、重大事態報告書は、固有名詞が入っておりますので丸秘取り扱いとしております。よろしく願いいたします。

まず冒頭に、市長宛てに校長が職員を押印した報告書でございますが、いじめ防止対策推進法28条第1項に、重大事態について、市町村が学校設置者として調査を行う場合の市町村下の組織の設置と事実関係の確認をなささいという項目がございます。その中の第30項以降に重大事態の発生に伴う市町村長への報告というのがございまして、これが、この資料1に当たります。資料1は、内容の肉付けでございます。詳しくは、資料4以降が概要になります。

まず、今日、教育委員会のほうから市長に報告したということで、実は、その前の先週の木曜日、県の教育事務所に江口理事のほうから、この資料をつけまして詳しく報告しております。この報告については、発生時、既に口頭でも1回報告しておりましたが、きちんとした報告書が出てから、先週木曜日、県へ報告をしまして、今日、市長報告に至りました。

まず、発生した学校は〇〇小学校で、重大事態の種類が三つありますが、その中の二つに該当します。一つは、いじめにより児童等が相当の期間欠席を余儀なくされているということで、平成29年5月19日から休んで7月いっぱい、20日の終業式まで休んでおります。44日間休んでおりますが、それに当たると。もう一つは、いじめを受けた児童・保護者からの申し立てで、これも実際に申し立てがございましたので、この二つに該当します。

児童については、〇年〇組、当時は〇年生でした、〇〇〇〇さんです。加害のほうは、当時〇年生の男児11名女児8名の19名。

事案の概要です。大体の話はこの前申し上げましたが、実際の発生日時は〇年生時の平成29年3月1日ですが、実はこの間は来ておりまして、平成29年5月19日から本格的に休み始めたということです。そのときの原因としては、小さなトラブルもあって前のことも続いてあったということで、本人がいろいろなフラッシュバック等も含めて嫌な思いをしたことから休み始めたということで、19日以降欠席をしております。そして、22日に、欠席しているので担任が家庭訪問をしたときに、実は〇年生のときにこういうことで19名からいじめがあったこと。その解決ができていないまま今に至っていること。一つは、トラブルに対する学校の対応が信頼できないと。これは、親も子供も同じ口調で言うておりましたが、そういうことで、親としては登校させない、子供は学校へ行かないということになっております。

重大事態とした根拠については、今の担任はその〇年生時のことは知りませんでしたが、家庭訪問等の話の中で〇年生時のいじめが原因であることがわかりまして、いろいろな聞き取りの中、今年の校長先生、教頭先生が両親との面談あるいは本人とのいろいろな話の中で、これについては重大事態であると判断しました。

事案は、この前、簡単に話しましたが、〇年生時の3学期の終わりごろである3月1日の昼休み、運動場でボールとかフリスビーをやっていたときに、19名の集団からわざと当てられたり引っ張ったり、たたかれたりされたということです。次に裏側ですが、当時の担任は、いろいろとそういうことについてきちんと指導して、加害児童に対しても「謝りなさい」と指導し、そういった形の謝りはあったようですが、当時、被害児童は納得していなかったようです。そして、その子たちからまた引き続いてあったということで、今回

に至っているのではないかと考えられます。

それで、学校の対応の方針としては、そこに4点が書いてありますが、後の概要のほう詳しく書いてありますので、そこで説明したいと思います。

資料4は、再調査し、重大事態の報告書として学校あるいは委員会で作成したものです。実は、資料2と資料3を省いておりますが、資料2、資料3というのは、福岡県教育委員会に木村教育長名で提出したときのかがみですので、それは省いております。資料4が、概要の詳しい再調査の報告です。

1、2、3は大体今言ったとおりですが、大きい2番として、5月19日に発生を認知したところから1カ月間にわたって調査をした中身で、組織はこういう形でしました、調査方法はこういうことでしたと明記しております。

調査内容については、先ほどの繰り返しになりますが、3月の当時、こういった事案があったということで、実は、ここで問題になったのが、後からも触れますが、当時の担任が、こういう事案がクラスであったけれども自分で解決しようということで、ある程度の謝罪まで終わっているから解決したという思い込みで、残念ながら、当時の管理職の教頭、校長に報告をしていなかったということになっておりました。

詳しく、5月22日からのことですが、19日からお休みをしており、22日に担任は何で休んでいるかわからなくて家庭訪問を行ったところ、そのときに始めて、欠席の理由が3年時のいじめであるということとを本人及び保護者が伝えた。そのことで、新担任、今の担任がすぐに今の〇〇校長に報告をしております。そして、24日、校長・教頭が学校で本人と両親に面談をしておりまして、当時のいじめを詳しく聞き、初めてこういうことがあったということが発覚しております。校長は4月にかわったばかりで、教頭は前からいた教頭ですが、当時もそういった報告がなかったという話があったようです。校長は、即、この時点で、これを重大事態と判断いたしまして、重大事態の場合は、組織をして調べなさいとか組織で対応しなさいという項目がありますので、校内のいじめ防止委員会を開催し、問題と対応を共有しております。

次に26日です。井上指導主事が学校に出向きまして、詳しく聞き取り調査をし、これから先の対処等について再調査の指示をしたところ です。

次、裏側の4ページになります。5月31日から、それぞれの調査等、学校の取り組みが始まりますが、その中で一番大きなのが、校長が、5月30日から1週間、名前が出た19名の加害者全員の家庭訪問を夜にして、本人と保護者からの事情を校長みずから聴取して、大体間違いなかったという判断をしているようです。

そして、6月8日に、被害者本人——子供さん本人と両親が来られて、学校と市教育委員会で話をしましたところ保護者会を要望されました。とにかく、19名全員来るように教育委員会は指導してくださいと。あるいは、被害者児童は今学校に行っていないから、学力保障についても市教育委員会のほうで指導をしております。

6月19日ですが、登校に向けた準備をしていくための協議の場の設定ということで、最初、土曜日にしていたのですが、全員集まれないというところで、最終的に27日に設定をして、夜7時半ぐらいから〇〇小学校で行い、市教育委員会からは井上先生と私が参加をしました。このとき、19名中、最初は8名ぐらいしか来ないという話でしたが、最終的に15名が来られまして、それぞれ加害者の保護者からも、このことについてどうだったのか、

知っていたのかという話をされて。全員から話が出ました。聞いていた親もいたし、全然知らなかった親もいたし、聞いていたけど子供が自分の都合のいいように話したとか、そういうこともあったようです。最終的には、この日、父親が1人と母親が14人来ておりましたが、保護者全員が「ほんとうにこんなことをして申しわけなかった」ということで謝罪をされて、そのときは、被害児童のお父さんもお母さんも納得されていたようでした。

それから、6月の末に、今度は、いよいよ受け入れ体制を整えるというところで、お母さんからの要望もあって、市のスクールカウンセラーの武部先生にぜひ面談してほしいということで、これを設定いたしました。その中で、1時間程度カウンセリングをされまして、結局、その武部先生とのいろいろな話の中で、子育てやいろいろなことについて、どうしてこういう形になったのかというアドバイスを受けられて、精神的にも随分明るくなられたという印象を受けました。これが7月6日です。

そして、12日現在は、まだ学校に登校できておりません。当初は、保護者会の後、親御さんは、学校で子供が安心して勉強できるように別室でマン・ツー・マンの先生をつけてくれとのことでしたが、カウンセラーから登校での刺激は今の時点ではあまりよくないという意見もありましたので、自宅での学習ということで、無理に学校へ行かせないことにしました。では、自宅での学習をどうするかというところで、学校のほうが週3回プリントを持っていったり、校長が手紙を書いて担任に家庭訪問をさせて渡したりといったことでやっている、直接は会えていないけれど電話での連絡はしているということです。

これからどうしていくかということですが、しっかり家庭訪問を続けていくこととか、とにかく、3月当初も担任一人で抱え込んだことが一番の問題だったので、校内いじめ防止対策委員会などで全職員で共有していくことや、いじめに特化したアンケートや毎月の簡易アンケートもしているのに発見できなかったという反省から、常日ごろから、アンケート以外にも連絡帳や保護者の意見など、学校としていろいろ配慮して取り組んでいくことになっています。

最後に、考察・評価ですが、いじめに当たるかどうかについては、保護者の方の申し出、5月19日から7月20日まで学校を休んでいるということもありまして、いじめの重大事態と捉えています。

これまでの取り組みの評価については、そこに3点書いておりますが、保護者会をした中で、同じ〇年生の子供を持つ親として、いろいろなことがあったときに、子供たちがどれぐらい親に言っているのかとか、言っていないのかとか、都合のいいことだけ言っているとか、自分の子供も逆に被害者になっているかもしれないとか、そういうことがいろいろありまして、これから、ぜひ情報共有であるとかいろいろなことをやっていかななくてはいけないと学校では捉えているようです。

被害児童は7月12日現在で登校していませんけれども、学校の取り組みはこれからも改善の余地があります。いつ登校してもいいように、別室の準備や組織としての取り組み、校内での情報共有をこれまで以上に図っていきたいということを学校は考えているようです。

あと、支援の方法としては、繰り返しになりますが、それぞれ、そこに2点書いてあります。特に、夏季休業中に3者面談をやられるようですが、加害児童の子供も来ますので、そこで、子供たちの様子も情報交換していきたいというところをおっしゃったようです。

ということで、最後に、校長所見がありますけれども、実は、ちょうど6月末現在、本年度のアンケートを回収しております。まだ評価は出ていませんが、おそらく慎重に検討されて出てくるのではないかと考えています。

以上です。

○木村教育長

以上です。説明が終わりましたけれども、何かご質問の点があればお受けしたいと思います。

桑野委員。

○桑野委員

3ページのところに、3年時の平成29年3月1日にと日にちをうたっています。この1回だけなのかという点が1点目。2点目、その次の次の行に、「現在でも時々」とあります。ということは、新年度になってからも何回かあったのか。三つ目は、4ページです。これは後で回答が出ているかもしれませんが、ここの文面でははっきり言ってなかったの。全員が被害者児童及び両親に謝罪したというのは15名であって、残りの4名の方も謝罪されたのかどうかという点。最後、4番目、7月12日現在、電話での連絡はあると。担任は現在どういう形で会っているのか会っていないのか。以上4点をお尋ねします。

○古賀指導主事

まず、1点目です。この事件があったのは3月1日で、発覚したのは5月ですけれども、発覚したときの再調査の中では、3月から4月のことは1件も学校からは出ていませんでした。子供からも出ていません。5月のときに、そんな大きな案件ではなかったようで詳しいことは書いてありませんが、ちょっとした小競り合いのようなことがあったときにフラッシュバックして、ぼんと3月のときのことが出てきたということです。多分、4月からその小競り合いまでの間は出ていなかったんじゃないか。済みません、推測ですが、学校からももちろん報告はあっておりませんし、親もそのことについて言っておりませんので、なかったのではないかと考えます。

それから、残り4名の謝罪ですが、これは、校長先生から詳しくは聞いておりませんが、井上指導主事、何か報告を受けていますか。

○井上指導主事

いえ、直接は聞いていません。

○古賀指導主事

当時、4名の保護者についても、保護者会が終わった後、「残り4人はどうされますか」と学校に尋ねましたら、「また来てもらうなり行くなりして、親御さんの気持ちがあれば会わせたい」ということは言っておりました。その後、ほんとうに会わせてあるかどうかは報告を受けておりません。

それと、担任の先生の家庭訪問ですが、7月20日現在、直接は会えていないということ

です。20日に夏休みの宿題とかを持って行ってあるようですが、本人と直接話すことはなかったようです。電話では話をしているようですけれども。それから夏休みになりますけど、どれぐらいの頻度で家庭訪問をされているのか、あるいは電話をされているのか、そのあたりの報告は聞いておりません。

以上です。

○木村教育長

よろしゅうございますか。

○武藤委員

スクールカウンセリングの教育相談が、1回、武部先生によって行われているということでしたけれど、これは継続されるのかということが一つと、アンケートの集計のときは私も何回かお伝えしたと思いますが、この該当児のアンケートは見られたのでしょうか。その子がどう明記していたかというのはおわかりなのでしょうか。把握していますか。

○古賀指導主事

カウンセリングですが、ぜひ継続されるように学校も委員会も勧めましたし、親御さんも、非常にそのときは涙を流されて「自分の子育てが悪かったんでしょうか」という話も出ておりましたが、希望されれば継続していいですよという話をしております。

それから、アンケート調査の方法について武藤委員からご指摘がございましたが、校長会でも、無記名であることなどのいろいろな配慮をして、子供たちが書きやすい環境でやってくださいということをお願いしております。改善されているかどうかはまだはっきり把握しておりませんが、とにかく、子供たちが本音で書けるようにと、無記名であっても記名であっても本当のことが書けるようにですね。今、うちは無記名で実施しておりますけれども、そういったことをお願いしているところです。

もう一つありましたね。

○武藤委員

当該児のアンケートは直接見られたのでしょうか。

○古賀指導主事

3月の時点だったから……。3回目をしたのが2月なんですよね。2月末現在で出しているから、ちょうどそこが……。

○武藤委員

1学期は何月にされているのですか。

○古賀指導主事

1学期は6月です。6月の分はまだ今出てきていないです、〇〇小学校分は。だから、

慎重に分析されているのかと思っているのですが。

○武藤委員

わかりました。では、これからもそのアンケートを……。

○古賀指導主事

毎月の簡易アンケートというのをしているのですが、それには出てきていなかったようです。大きなアンケートは6月と11月、2月にしますね。

○武藤委員

1学期に1回ですね。

○古賀指導主事

それ以外は、いじめの簡易アンケート、学校生活アンケートということでやっていますが、それについては報告を求めておりません。簡易アンケートは、学校でそれぞれ集約されて、何か特に大きいことがあったら報告してくださいということにしておりますので、それについては我々が直接見たりはしておりません。

○武藤委員

わかりました。

○木村教育長

どうぞ。

○樋田委員

2ページの5の学校の対応の3番目の白丸のところに書いてあることで、私の聞き間違いかもしれませんが、「被害児童に対しては、他の児童との接触を避けたいという本人と両親の要望を受け」の「他の児童」というのは、ここで書いてある加害生徒という意味ですか。それとも、ほかの子供たちも含めて小学校であまり顔を合わせたくないという意味なんですか。

○古賀指導主事

おそらく、最初は、19名の子供たちのことがフラッシュバックしたということでしたので、そこは特定されていたと思いますけれども、欠席の日がちが長くなっていくと、不登校の子供の特徴として、今、うちのつばさ学級に来ている小学生もそうなのですが、ほかの関係ない子供たちとも会えないとか会いたくないという気持ちになるので、おそらく両方かなという感じがしております。

○樋田委員

ありがとうございます。

○木村教育長

夏休みに入っていますので9月以降どうなるかというところが、また次のステップかなと思っています。

○桑野委員

最後に、もう1点だけ。当時の〇年生時の担任の方は現在どういう……。答えられる範囲で構わないです。

○古賀指導主事

私が聞いている範囲では、今も病休だと…。

○桑野委員

病休ですね。答えられる範囲でいいです。

○古賀指導主事

お休みしてあるということを聞いております。

○桑野委員

それはわかりました。その方とこの、名前が出ていますけれども、〇〇さんとの関係は。今は接点はもうないんでしょう、一切。

○古賀指導主事

そうですね。

○桑野委員

ないんですね。

○古賀指導主事

これ以降はありません。この後すぐ、休みに入られたので。

○木村教育長

それでは、これで終わらせていただきます。

よろしゅうございますか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

では、次に進みます。

[太宰府南小学校の教室配置について]

○木村教育長

次に、太宰府南小学校の教育環境として教室配置の件が出てきておりますので、説明をいたします。では、理事のほうからお願いします。

○江口理事

では、説明させていただきます。

表紙をつけております。「平成30年度以降に予想される太宰府南小学校の教室不足について」ということです。その下に注意書きを書いています。1、2ページは、太宰府南小学校の早川校長先生が相談のために作成された資料です。3ページ以降が、学校教育課のほうで今後、特別支援学級等がどうなるかということで、これはあくまでも予測の範囲ですけれども、つけている分です。

それでは、説明をさせていただきます。

1ページ、2ページ、太宰府南小学校の校長先生のほうからご相談がありました。現在、太宰府南小学校では、教室が全室使用されています。図工室が現在は学童保育所になっておりまして、学童保育所は、今、運動場の端に増設工事をしていきますので図工室から出るので、現在ランチルームに入っている特別支援学級がそこに行きます。ですので、ランチルームはあきます。ランチルームがなぜあくかということ、そこはコミュニティセンターの貸出対象になっているんですね。楽器を演奏したりする人も借りられていて、いつまでも特別支援学級を置けないというようなことで協議をしまして、児童は途中でということになるんですけれども、後期というか9月から図工室があきますので、そちらに教室を設置します。いずれにいたしましても、今、教室は満杯です。

それで、2番のところ、校長先生がつくってきただけある資料でいくと、来年度に6年生が3人増えた場合には1学級増えますよと。3人の転入があるかどうかは別として、校区に3人の転入があるのかなというのはちょっと疑問かもしれないんですけれども、特別支援学級については増える可能性が十分あります。基本的には、8人で一つのクラス、9人目から二つの学級に分かれるのですが、私も知らなかったというか、学級編制の決まりとして、学年をまたいで分けられないことになっております。例えば、3年生が4人いたとしたら、8人8人にするために、この4人は分けられないんです。だから、変な話、8人いなくても学級が増える可能性もあります。例えば、十三、四人でも、2学級になる可能性はあるんです。学年の構成によってはですね。つまり、特別支援学級というのはいろいろな条件がありまして、なるべく手厚く学習できるような体制になっているわけです。

太宰府南小学校の場合には、今、教室が満杯ということで、校長先生は、2ページ目になります。4番目に対策という形で書いてありますが、一つは、市が貸し出しているために学校が施設として使えない部分を一部返還してもらえないだろうか。二つ目は、それができないならプレハブをつくってもらえないだろうか。教育委員の皆様方は学校訪問をされていますから、少人数学習をされているのはご存じだと思います。例えば、2クラスを三つに分けるとか、そういう学習も現在やりにくくなっています。ですから、そういったこと、それから来年度も、増えました、では、急にどこかをあける協議をするのか、学校として、それはいかがなものかということです。

実は、このご相談を受けまして、可能性として、3ページからをもらいたいただきたいの

ですが、29年度と30年度の特別支援学級の在籍の見込み者数があつて、これは、あくまでも見込みでしかないのですけれども、太宰府南小学校のところを見ていただいたら、情緒がプラス1になるのではないかなど。一番右の外のところプラス1と書いてありますね。幼稚園からの就学相談等を鑑みると、このような状況になるのではないかなど。

それから、5ページに通級の状況が書いてありますが、通級は、現在、小学校の場合には、太宰府小学校、それから、この間、国分小学校にもできましたけど、あと水城西小学校と太宰府西小学校にあります。太宰府南小学校は来年度も5人が通級予定ですけれども、国の方針等を見ますと、今後、各学校へ通級を設置するように検討していかなくてはいけない時代になっていると思います。

きちんとした裏づけというか、これは推測でしかないのですけれども、このような状況だということです。

一応、市のほうの対応としては、まず、教育委員会、教育部だけではなくて、総務部も交えました関係課会議を開こうと思います。これには二つの問題があつて、一つは、太宰府南小学校のこの件を解決するというだけではなくて、他の小・中学校の件もあるので、もっと広く教室数を見込まなければならないという点が一つと、もう一つは、市のコミュニティ構想をどうしていくかということにもかかわってきます。もっと広く考えたらですね。そういう問題ですので、関係課会議を開く、それから、部長会議、経営会議等を適宜開きながら、子供たちが困らないようにしていかなくてはならないと思っています。

現在のところはこういう課題があるということで、頭の片隅にでも置いておいていただければと思い、現在進行形ですけれども、報告をさせていただきました。

以上です。

○木村教育長

以上、報告です。太宰府南小学校が小規模校になるから教室が余るという前提で、コミュニティ施設に半分とられている状況です。しかし、現実問題、その当時と教室のあり方が変わってきたものですから、太宰府南小学校だけが校舎が現実的に狭くなっている中で、よそと同じような形は非常に難しくなっている。市全体で通級教室をどうするかとかいろいろ出てきたときに、太宰府南小学校だけがコミュニティ施設の代替はできないのではないかと考えています。そういうことをわかっていただこうということで、今日、あえて出しております。昨年あたりから、逆に、コミュニティ施設の邪魔だから教室を少なくしてくれと地域コミュニティを推進する担当課側は言うわけですよ。それは本末転倒だということで、今、情報提供という形で報告として上げさせていただいています。これが今年度末、ほんとうに通級教室を増やすとかいう話になったときに、具体的に部屋が足りないという問題が出てくるものですから、そういうことで、今日、ご報告させていただいたところです。

何か、ご質問等あれば、お受けしたいと思います。どうぞ。

○樋田委員

太宰府南小学校の地区のコミュニティ施設とか、そのあたりはほかの地区と比べてどうなのですか。例えば、わりと造成されてできたところなので、コミュニティに関する施設

が地域に足りない状況があるのかどうかというのは、どうなのでしょう。

○江口理事

太宰府南小学校が足りないということではないと思うのですが、例えば、太宰府南小学校でいくと、現在の使用状況については、やはり、あれば皆さんいろいろなことで利用されているというところがあって、結構予約が詰まっているんですね。今年、1学級増えたときに、先ほどランチルームを一つと言いましたが、ランチルームというのは、学校にとって結構使い勝手がいい、役に立っている部屋になります。それで、それを地域づくり課のほうに話を持っていきまして、どこかの部屋をあけてもらえないだろうかという話をしたんですけれども、その時点で予約がずっと詰まっていると、難しいと。これが、不足しているかどうかというご質問の答えにはならないとは思いますが、それだけの利用はあるということなんです。太宰府南小学校の場合、2階はパソコン室なども含めてほとんどが貸出対象で、なかなか思うようにいかないのが現実です。不足しているかどうかということではないのですが、利用者が多くて、あることを前提に皆さんいろいろな活動をされています。ただ、いろいろ問題はあるようです。例えば、授業をやっているときに楽器の練習の音がすることがあるという話も聞きます。

○木村教育長

職員室から上の2階、ずっと向こうにかけては学校の施設じゃない、コミュニティの管轄だという考えで、そこをたまたま学校が使っていると。向こうから言うと学校が施設を奪っているという捉え方です。だから、ちょっと本末転倒ではないのかと教育委員会としては感じることもあるわけです。

○樋田委員

20年ぐらい前に学校施設と他施設を共存して建てようという大きな動きがあったんです。その中で、太宰府南小学校というのは画期的な学校として、それこそ、いっぱいいろいろなところから視察に来られて、称賛を浴びた学校だったんですね。だから、時代の変化に伴って、特に特別支援という状況の中でこういう問題が起きてくるんだと今改めて思うところがありました。生涯学習に関しては、ますます皆さんの熱意が高まっていますから、これはどうしたものかという…。

○江口理事

学校の受けとめとしては、図工室さえもない中で市民に貸し出しているという、すごく矛盾といいますか、ジレンマといいますか、それを学校の先生たちはすごく感じてらっしゃいます。一体何の施設なんだろうというような思いが学校としてはあるということです。

○木村教育長

難しいですね。学校の中に……。

○樋田委員

希望的観測としては、あまり、そのあたりで……。いい方法が見つければいいなというふう思ったところです。

○江口理事

そうですね。なかなか難しいと思いますけれども。

○樋田委員

以上です。

○武藤委員

向かい側にありますよね、公民館。

○江口理事

公民館はあります。

○武藤委員

目の前にもありますよね。すぐそばにもありますよね。だけど、やっぱりそこが活動の拠点という形で、いいコミュニティの場になって、やっとでき上がってきたのにという地域の方の気持ちもすごくわかるんですけど、子供たちの学習環境を考えたら、公民館とかを使っただけならと思うので、そこは上手に……。せつかく、地域の方がすごく学校を大事にされているというのがわかる小学校なので、そういういいところはしっかり残して、ちょっと協力してもらいたいということで、両方がいい関係でできたらいいなと思います。

○木村教育長

地域にも投げかける必要がありますね。地域で議論してもらわないと。どっちかが押しつけると、もめると思います。

○桑野委員

先ほど、関係部署というか、おそらく教育長、教育委員会としてはと。こちらは、学校の肩を持つわけでもない、コミュニティの肩を持たなくちゃいけないという難しいところで、なおかつ、太宰府南小学校は、今の樋田委員の話ですと先進的な取り組みなので、そうなったときに、短期的な対応と、ちょっと先まで見越して、場合によっては独自の施設をつくるという。これは、お金等の問題が出てくるから何とも言えないですけども、そこは、1回は考えなければいけない課題で、ここだけ外して動いてもらうという意見でまとめてしまったら、おそらく2度3度出てくるような問題のような気がします。

○江口理事

先ほど言いましたけれども、太宰府南小学校の問題がありますし、では、他校はどうなんだと精査しておかなくてはいけないし、それと、先ほど言われたコミュニティですね。

どういふコミュニティづくりをしていくかという話もあると思います。

○木村教育長

昔、そこができたときは、太宰府南小学校はがらがらで教室に余裕があったんです。ところが、今、先ほど言われたように、特別支援学級であるとか通級教室とかで環境が変わってきたものですから。そして、太宰府南小学校がなかなか減らずに増えているので、児童数の今後の推移もまた一つ大きな課題だと思います。

そういうことで、今、こういう課題が太宰府南小学校で生じていますし、ほかの学校でも違う面で可能性もありますので、ご報告をさせていただきました。

これで質疑を終わります。

[議案第44号 専決事項の承認について]

(太宰府市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則について)

○木村教育長

次に、審議に入らせてもらいます。

議案第44号、専決事項の承認についてを議題といたします。太宰府市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

では、お願いいたします。

○教務係長

議案第44号、専決事項の承認について。太宰府市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則について。

標記について専決したので報告し、承認を求めます。

平成29年7月24日、太宰府市教育委員会教育長、木村甚治

○木村教育長

では、提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長

それでは、議案第44号、専決事項の承認について（太宰府市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則について）、提案理由のご説明をさせていただきます。

資料につきましては、次の7ページから11ページをごらんください。

個人情報保護委員会規則では、特定個人情報は、法定事務において、情報提供者に提供を求める特定個人情報の範囲と同一またはその一部である特定個人情報と定められています。ただし、提供を求めた特定個人情報が地方税関係情報である場合で、その地方税関係情報の提供を求めることについて、本人の同意がない場合は、その地方税関係情報は除くこととされています。教育委員会事務で個人番号を利用すると想定しているものは、就学援助に係る事務であり、就学援助の認定の判断の材料として住民税の課税情報が必要になりますので、情報提供ネットワークシステムを利用して、住民税の課税情報を他自治体に提供を求める場合に本人の同意が必要になります。

よって、このたび、太宰府市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則に、地方税関係情報が必要な対象者全てから同意書を得るための規定と様式を定めたものです。

説明は以上です。

○木村教育長

説明が終わりました。直ちに、質疑、討論、採決に入ります。

質疑はありませんか。専決でございますので。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

では、これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第44号は承認されました。

[議案第45号 太宰府市文化振興審議会規則の一部改正について]

○木村教育長

次に、議案第45号、太宰府市文化振興審議会規則の一部改正についてを議題といたします。

係長、朗読をお願いします。

○教務係長

議案第45号、太宰府市文化振興審議会規則の一部を改正する規則について。
標記について、承認を求める。

平成29年7月24日、太宰府市教育委員会教育長、木村甚治

○木村教育長

それでは、提案理由の説明を、文化学習課長、お願いします。

○文化学習課長

それでは、議案第45号、太宰府市文化振興審議会規則の一部を改正する規則について説明をさせていただきます。

資料は、13ページ及び新旧対照表14ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、平成29年4月1日付機構会則に伴います、一連の例規の制定改廃におきまして、市長部局の規則を廃止して新たに教育委員会の規則を制定する際に、条文中の字句の訂正が漏れておりましたので、それを改めるものです。

以上です。

○木村教育長

説明が終わりました。字句が漏れたので、その分の訂正ということでした。
直ちに、質疑、討論、採決を行います。

質疑はございませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

では、これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第45号は承認されました。

[議案第46号 平成30年度使用小学校教科用図書の採択について]

○木村教育長

お諮りします。

議案第46号の審議につきましては意思形成過程のものであるため、会議を非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[各委員 異議なしの声]

○木村教育長

ご異議なしと認め、お諮りしたとおりこれより非公開といたします。

[非公開]

○木村教育長

ここで非公開を解き、議案第45号は採択されましたことを報告いたします。

では、これをもちまして、7月定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[各委員 異議なしの声]

○木村教育長

ご異議なしと認めます。したがって7月の定例会を閉会いたします。

午後3時28分 閉会